

岩手県告示第 943 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 21 年 12 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）路線名 一戸山形線

（2）供用開始の区間 二戸郡一戸町榎山字小木田 66 番 1 地先から字野場 15 番 2 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 21 年 12 月 18 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成 21 年 12 月 18 日から平成 22 年 1 月 18 日まで

2（1）路線名 侍浜夏井線

（2）供用開始の区間 久慈市侍浜町本波第 11 地割 86 番地先から第 12 地割 1 番 2 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 21 年 12 月 28 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 久慈地方振興局土木部

イ 期間 平成 21 年 12 月 18 日から平成 22 年 1 月 18 日まで